

国立大学法人東京農工大学組織運営規則の一部改正

国立大学法人東京農工大学組織運営規則を次のとおり改正する。

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>第2章 組織 (大学院)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 前項の研究院長、学府長及び研究科長は、当該組織から推薦された候補者の中から<u>教育研究評議会の議を経て</u>学長が任命する。</p> <p>6 (略)</p> <p>第3章 役員等 (役員)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>2</u> (略)</p> <p><u>3</u> (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>4</u> (略)</p>	<p>本則</p> <p>第2章 組織 (大学院)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 前項の研究院長、学府長及び研究科長は、当該組織から推薦された候補者の中から<u>別に定める</u>手続により、学長が任命する。</p> <p>6 (略)</p> <p>第3章 役員等 (役員)</p> <p>第12条 (略)</p> <p><u>2</u> 学長は、学校教育法第92条第3項に規定する職務を行うとともに、<u>本学を代表し、その業務を総理する。</u></p> <p><u>3</u> (略)</p> <p><u>4</u> (略)</p> <p><u>5</u> 監事の任期は、その任命後4年以内に終了する事業年度のうち<u>最終のものに関する準用通則法（法人法第35条において準用する独立行政法人通則法をいう。）第38条第1項の規定による同項の財務諸表の承認の時までとする。ただし、補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p><u>6</u> (略)</p>	

<p>(新設)</p>	<p>(<u>役員</u>の忠実義務) <u>第12条の2 役員は、その業務について、法令、法令に基づいてする文部科学大臣の処分及び本学が定める業務方法書その他の規則を遵守し、本学のため忠実にその職務を遂行しなければならない。</u></p>	
<p>(新設)</p>	<p>(<u>役員</u>の報告義務) <u>第12条の3 役員(監事を除く。)は、本学に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監事に報告しなければならない。</u></p>	
<p>(新設)</p>	<p>(<u>役員</u>の損害賠償責任) <u>第12条の4 役員は、その任務を怠ったときは、本学に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。</u></p>	
<p>第5章 本部の組織及び運営 (新設)</p>	<p>第5章 本部の組織及び運営 (<u>学位審査機構</u>) <u>第20条の3 本学に、学位授与の質を保証するため、学位審査機構を置く。</u></p>	
<p>第6章 部局の組織及び運営 (教授会) 第25条 部局における教育・研究に関する<u>重要事項</u>を審議するため、<u>当該部局に教授会を置く。</u></p>	<p>第6章 部局の組織及び運営 (教授会) 第25条 部局における教育研究に関する事項を審議するため、<u>各部局に教授会を置く。</u></p>	

附 則 (経教規則第2号)

- 1 この規則は、平成27年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第20条の3の改正規定は、平成27年3月23日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に監事である者の任期については、第12条第5項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 第1項本文の規定にかかわらず、第12条の3の規定は、施行日前に生じた事項にも適用する。